

農地法第3条の規定による許可申請確認書〈 法人用 〉

申請者	譲渡人	フリガナ	職業	電話番号(極力携帯の番号をご記入願います)
			年齢	
	譲受人	フリガナ	職業	電話番号(極力携帯の番号をご記入願います)
			年齢	
申請農地	田	m ²	合計	_____m ²
	畑	m ²		
申請理由	譲渡人	1.転業のため 2.転居のため 3.小作地の譲渡 4.相互に交換するため 5.農地を買い替えるため 6.農業後継者に生前一括贈与するため 7.労働力不足のため 8.兼業による農業縮小 9.営農資金にするため 10.生活資金にするため 11.譲渡人自身の希望により 12.譲受人の希望により 13.その他()		
	譲受人	1.経営を拡張するため 2.宅地或いは耕作地続きのため 3.資金の代償として 4.相互に交換するため 5.譲渡人の希望により 6.譲受人自身の希望により 7.その他()		

※上記 記入 又は ○ で囲んでください

【添付書類】

- ①申請者の印鑑証明書 各1通 (譲受人・譲渡人 が複数人いる場合はそれぞれに必要)
- ②申請土地の全部事項証明書 1筆ごとに1通(法務局で取得)
- ③申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本・定款の写し・役員会の議事録及び会社等の事業がわかる案内書又はパンフレット等
- ④市外に耕作地がある場合は、耕作地がある農業委員会の耕作証明 1通

※証明書等については、3ヶ月以内に受領したものとする。

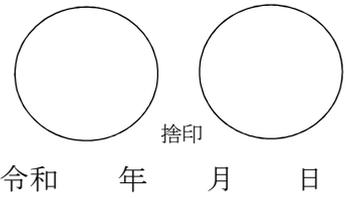
《その他》

1. 行政書士が代行する場合は、委任状(申請者の実印を押印)を添付の上、申請書正本に県証紙添付及び氏名等を記入
2. 申請書に捨印を押印すること。
3. 上記以外にも申請内容に応じて、他の書類を添付していただく場合があります。

****重要****

行政書士でない方が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは法律で禁じられています。

農地法第3条の規定による許可申請書



蕪崎市農業委員会会長 殿

<譲渡人>

住所 番
氏名 印

<譲受人>

住所 印
氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定 (期間 5年間)
移 転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額 (円) [10a 当たりの額]	所有者の氏名 又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の氏名 又は名称
〇〇市〇〇町×番1	田	田	3,000	30,	〇〇 〇〇		
〇〇市〇〇町×番2	田	田	別表に記載		〇〇 〇〇		

※ 3 ページにある別表を利用下さい。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、捺印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

別表

整理 番号	所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が 登記簿と異なる 場合)	所有権以外の 使用収益権が 設定されている場合	
		登記簿	現況				権利の 種類、 内容	権利者の 氏名又は 名称
1.								
2.								
3.								
4.								
5.								
6.								
7.								
8.								
9.								
10.								
11.								
12.								
13.								
14.								
15.								
16.								
17.								
18.								
19.								
20.								
合計								

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	(㎡)	農地面積			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地					
自作地					
貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
所有地					
非耕作地					

	(㎡)	農地面積			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地					
自作地					
貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
所有地以外の土地					
非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。（家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。）
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地		採草 放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の 面積(m ²)								—

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
	確保しているもの	所有 リース			
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴___年、農業技術修学歴___年、その他()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離及び時間

通作距離(片道) () km

交通手段 (自動車・バイク・徒歩・その他())

所要時間 (時間 5 分)

通作距離が著しく長い場合は、営農が可能である根拠・理由

()

※ (3) の②・③の者が上記と異なる場合は、所在地・通作距離・交通手段・所要時間を別紙(用紙は特に問わず)に記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第18条第1項に規定する特例農業法人を含む。)である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への
従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名: ① ×× ××

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 25,500 (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = — (㎡)

※許可が下りた場合の経営面積を記入します。

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。
- 上記事項に該当なし

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。
- 上記事項に該当なし

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 月 日

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 月 日(直近の実績)

年 月 日(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

上記事項に該当なし

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

上記事項に該当なし

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合
 - 上記事項に該当なし

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

関連事業者の議決権の割合

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
- 2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)のいずれかに基づく認定です。
- 4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等を含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況
(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 \longleftrightarrow 」、見込みは「 $\leftarrow\text{---}\rightarrow$ 」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)

<国家戦略特別区域法第18条第1項関係>

4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「2(1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 「2(2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

- 6 「4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

営 農 計 画 書

農地法第3条の規定による許可申請に当たって、同条第2項各号に照らした審査に必要な事項を明らかにするため、この営農計画書を提出します。

譲受人（賃借人） 住 所
氏 名

※署名は自署とすること。

1. 農地の利用計画

①今回、権利を移動又は設定する農地

農地の所在	地番	面積 (㎡)	権利の種類	権利者の氏名	主たる 耕作者の氏名	耕作者 との続柄	栽培予定作物
別 紙 記 載							

※欄外にわたる場合は別紙1-①に記入する。採草牧草地の場合は、栽培予定作物の欄に家畜の種類及び頭数を記載する。

②今回、権利を移動又は設定する農地の選定理由及び経営拡大の目標

③ ①の農地への通作が可能である根拠 ※申請書で記載のため

通作距離(片道)(km) 交通手段() 所要時間(片道)(時間 分)
—通作距離が著しく長い場合の営農が可能である根拠・理由

④今回、権利を移動または設定する農地の利用計画

農地の所在・地番				作付時期(月から)
	作付予定 作物名	作付 予定面積(㎡)	年間予定収量 (kg)	営農の概要 主な出荷先 販売方法
1年目				
2年目				
3年目				

⑤整備予定の農業機具、施設等 ※申請書で記載のため

今後購入する農機具		今後整備する農業用施設 (整備経費： 万円)
名称	数量	

⑥全ての農地における年間収支計画

生産経費：万円	生産収入：万円

⑦別紙様式1-①(今回、耕作する権利を取得する土地)と別紙様式2-①(既に耕作する権利を有する農地)の合計面積

m ²

2. 現在の営農状況

①既に耕作する権利を有する農地

農地の所在	地番	面積 (m ²)	権利の 種類	権利者の 氏名	主たる 耕作者の氏名	耕作者 との 続柄	栽培予定 作物
別紙記載							

※14ページにある別紙2-①に記載してください、なお、採草牧草地の場合は、栽培作物の欄に家畜の種類及び頭数を記載する。

②既に耕作する権利を有する農地の利用状況

作付 作物名	作付 面積 (m ²)	年間 収量 (kg)	営農の概要 (主な出荷先、 販売状況)

③所有する農業機具、施設等

所有する農機具		農業用施設
名称	数量	
※申請書で記載のため		

④権利を有するが、他者に貸している土地

農地の所在	地番	面積 (m ²)	権利の種類	借受者氏名 (小作人氏名)	他者へ農地を貸し付けた経緯 営農の状況(栽培作物)

⑤過去5年間に売却した農地

農地の所在	地番	面積 (m ²)	農地法第3条 第5条の別	買受者の 利用目的	他者へ農地を売却した経緯

3. 新規就農者の場合の技術習得実績及び計画 (新規に農地の権利を取得する者のみ記載する。)

① 農業技術習得実績

習得年数	技術を習得した場所 (施設名等)	技術習得の内容

② 農業技術習得計画

習得予定年数	技術習得予定地（施設名等）	技術習得の内容

③ 就農に際しての借入の状況

融資機関の名称	資金・事業名	借入金額（万円）

別紙様式

1-① 今回、権利を移動または設定する農地

No.	農地所在・地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	権利を取得する者の氏名	今後耕作する者の氏名	耕作者との続柄	栽培予定作物
1.								
2.								
3.								
4.								
5.								
6.								
7.								
8.								
9.								
10.								
11.								
12.								
13.								
14.								
15.								
合 計								

2-①既に耕作する権利を有する農地

No.	農地所在・地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	権利者の氏名	主たる耕作者の氏名	耕作者との続柄	栽培作物
1.								
2.								
3.								
4.								
5.								
6.								
7.								
8.								
9.								
10.								
11.								
12.								
13.								
14.								
15.								
合 計								